

## 律令時代における親王・内親王の叙品について

今 江 広 道

は し が き

律令時代における皇親の諸制度については、すでに竹島寛氏が、その古典的労作である『王朝皇室史の研究』<sup>(1)</sup>所収の諸論稿において、網羅的に考察を加へられたが、其の後は時代の趨勢もあって、余り研究は進展しなかったが、戦後は所謂「古代史ブーム」を招き、その一環として皇親制度もあらゆる面から論ぜられるに至った。本稿に関連する皇親の叙品・叙位についても、幾つかの論文が発表されてゐる。<sup>(2)</sup>これ等の諸論稿によつて、竹島氏の所論について修正を要する点や、理解の深められた点が多いが、未だ竹島氏の所論の当否の検討がなされぬまゝになつてゐる点や、竹島氏を始め諸氏の論じてをられない点もある。

本稿の取扱はんとする親王の叙品をめぐる問題もその一つである。竹島氏は、前掲書に収める「皇族御制度史概要」の「前篇 明治維新以前の御制度」中の「皇親と叙品叙位」の項で、左の如く述べてをられる。

皇親の叙品に就いては大室公式令に「凡応叙、親王四品、諸王五位、諸臣初位以上」とあつて、(中略)品位は四品より三品、三品より二品と、漸次上階に陞叙せられるのが例であるけれども、嵯峨天皇の皇子秀良親王、御年十六歳で天長九年三品直叙<sup>四品越階</sup>ありしより直叙の例が始まり、西宮記に叙位の儀は、「親王、一親王。皇及后腹一度三品、余四品、加階廿年已上」とある如く、皇后御所生の親王及び皇長子たる第一親王は、直ちに三品に初叙せらるることとなつたのである。

右の文において、竹島氏は

(一) 品位は、四品↓三品↓二品↓一品と、漸次陞叙されるのが例であつた。

(二) しかし秀良親王の時より、三品直叙の例が開かれた。

の二点を明かにされると共に、

(三) 『西宮記』に「一親王及后腹一度三品」とある事。

を紹介された。しかし(一)と(二)について、竹島氏の説をそのまま容認して

も良いか否か、疑問があり、(三)については、これがどこまで遡れるか、また如何なる理由乃至事情で定められたものか、究明する必要があると思はれるので、節を改めて検討する事にしたい。

一

先づ竹島氏の論点(一)即ち品位は、四品↓三品↓二品↓一品と、漸次陞叙されるのか否かについて、検討する事にしたい。

これは律令法に於る法意の問題であり、令文中にその様な論理が含まれてゐるか否かといふ事である。公式令品位應叙条には、

凡応叙、親王四品、諸王五位、諸臣初位以上、(下略)

とあり、竹島氏は、此の条文から前掲の様な結論を引き出されたのであるが、それは誤りであらう。なぜならば、『令義解』<sup>(4)</sup>は、此の条文の「諸臣初位以上」の「以上」について、

謂、此顯初授之法也、称以上者、承上三色也、

と解釈してゐる。また『令集解』同条には、「私案」として、義解のこの文章を引いた後、

然則、不必諸王叙五位、諸臣叙初位、則知、可有叙四位之諸王、及叙五位六位之諸臣、不可更疑滞、

と述べてゐるやうに、「諸王五位」と令文にあつても、それは必ずしも初叙が五位といふ意味ではなく、「諸臣初位」といつても、必ずしも初

叙が初位ではない。此の考へを推し及ぼせば、「親王四品」と令文にあつても、四品以上のどの品階に初叙されても良いことになり、必ずしも竹島氏の云はれる如く、四品からと解する必要はないのである。

また選叙令内外五位以上条に

凡内外五位以上勅授、(下略)

とあり、同令蔭皇親条に

凡蔭皇親者、親王子從四位下、(中略)唯別勅処分、不拘此令、

とある。前者の内外五位以上の中には、当然品階も含まれてゐたと考へられる(但し義解・集解には何等の指摘もない)。然らば「叙階之多少、勅令定」(内外五位条集解所引跡云)きもので、天皇の意嚮によることになる。また後者の皇親の蔭すら「別勅処分、不拘此令」といふのであるから、親王の初叙の品階についても「不拘此令」る「別勅処分」があつたとしても不思議ではない。即ち孰れにしても、親王の初叙(陞叙について)の品階は、天皇の御意志によるところが大であつたといふ事が出来る。

以上の考察から、律令法の法意としては、親王の初叙は四品であるとは限らず、三品であつても、二品であつても良かった、と結論する事が出来る。

本節に於ては、竹島氏の論点(二)の検討を行ふ事にしたい。

竹島氏が三品直叙の初例とされた秀良親王の事例は、『類聚国史』

卷九十九、職官に  
部四、叙位四、に

天長九年二月乙亥、<sup>(十二日)</sup>秀良親王於冷然院加元服、即授三品、

と見える記事に拠られたものであるが、この記事を親王三品直叙の初見として良いか否かは、問題があると思ふ。それは『類聚符宣抄』<sup>四</sup>、<sup>帝王</sup>の中に、左の様な宣旨があるからである。

七月五日、<sup>(嵯峨)</sup>太上、天皇行幸於紫野院、禄法依去六月一日宣旨行之、无

品秀良親王禄六十屯已了、而六日、参議清原長谷真人以禄法文転典

侍当麻真人浦虫奏之、即浦虫宣、奉勅、无品親王禄定一百屯訖、宣

令加之者、依宣加之、即以此旨拳申大納言清原卿、々宣、往日勅定

可叙三品親王一百屯、可叙四品親王六十屯既訖、自今以後、外記等

臨時拳申依定行之者、

天長八年十一月十五日 大外記嶋田朝臣清田奉

この宣旨は、天長八年七月五日の嵯峨上皇紫野院御幸の時の禄法に関するもので、その大意は凡そ次の如くなるであらう。

御幸に先立つ六月一日の宣旨によって禄法が定められ、无品秀良親

王はこの禄法によって、綿六十屯が給せられた。ところが御幸の翌

日の六日になって、参議清原真人長谷から典侍当麻真人浦虫を経て

この禄法の文(實際支給額)を淳和天皇に奏したところ、秀良親王

の禄は一百屯と定めるから、親王に支給せよ、との勅が浦虫の奉勅

宣によって伝えられた。そこで早速、宣旨の通り加給すると共に、

この旨を外記より大納言清原夏野に上申したところ、先日勅定は、

(无品でも)三品に叙すべき親王の禄は一百屯、四品に叙すべき親

王は六十屯といふことであるから、自今以後、この定めによって行

うように、といふ夏野の宣旨があった。

こゝで注目されるのは、「可叙三品親王」と「可叙四品親王」の別の存  
することが見える点である。「可叙」とあるから、現在は三品ないし四

品ではないが、将来、その品位に叙せられる予定の人の意でなければな

らない。无品秀良親王は始め六十屯を給はったが、「无品親王禄定一百

屯訖、宣令加之」といふ内侍宣により、四十屯を加給されたといふから、

この勅に見える「无品親王」とは、无品親王一般を指すのではなく、秀

良親王を指してゐると考へざるを得ない。

思ふに「六月一日宣旨」による禄法では、无品親王の禄は一律に綿六

十屯と定められてをり、秀良親王も初めその禄法で支給されたが、この

禄法(による實際支給額)を天皇に奏したところ、天皇が「可叙三品親

王」と「可叙四品親王」によって給禄額に差を設けられた、といふのが

実情であらう。

この「可叙三品親王」と「可叙四品親王」とはいかなるものかといふ

と、竹島氏も前掲論文に引用された如く『西宮記』巻一「五日叙位儀」、「預叙位者」の親王の注に、

一親王及后腹、一度三品、余四品、

とあるものに相当すると思はれる。この意味は、「一親王」すなはち生母の如何を問はず、その天皇の最初の皇男子の親王と、「后腹」すなはち皇后所生の親王は、初叙において三品に直叙され、それ以外の親王は、初叙を四品とする、といふものである。この『西宮記』の文によれば、親王は生れながらにして、初叙三品の人と四品の人に区別されることになる。これが先掲天長八年十一月十五日宣旨に見える「可叙三品親王」と「可叙四品親王」に当るのである。

表I 親王初叙表

親王名	初叙	年(西暦) 月日(年齢)	御父	生母	備考
施基	四品	※和銅元(七〇八) 正・11	天智	夫人高野新笠	淳仁即位により、王より親王となり叙品、廃位と共に再び王となる。
船	三品	天平宝字 3 (七五九) 6・16	舍人親王	尾張女王	淳仁即位により、王より親王となり叙品、廃位と共に再び王となる。
池田	三品	天平宝字 3 (七五九) 6・16	舍人親王	夫人多治比真宗	淳仁即位により、王より親王となり叙品、廃位と共に再び王となる。
山部	四品	宝亀元(七七〇) 11・6 (33)	光仁	夫人藤原乙牟漏	もと三世王、父帝即位により親王となる(桓武天皇)
蔭田	四品	宝亀6(七七五) 2・22 (25)	光仁	皇后藤原乙牟漏	延暦17・4・17元服
葛原	四品	延暦22(八〇三) 正・(18)	桓武	夫人(贈皇太后)藤原旅子	延暦18・2・7元服(嵯峨天皇)
神野	三品	延暦22(八〇三) 正・(18)	桓武	夫人藤原氏(鷲取女)	延暦17・4・17元服(淳和天皇)
大伴	三品	大同4(八〇九) 9・15 (18)	平城	従五位下葛井藤子	
阿保	四品	大同4(八〇九) 10・25	桓武	夫人藤原氏(鷲取女)	
万多	四品	弘仁2(八一) 正・24	桓武	従四位下紀若子	延暦20・11・9元服
明日香	四品		桓武		

秀良親王は嵯峨天皇の皇子で、生母は皇后橘嘉智子であるから、正に『西宮記』にいふ「后腹」に該当し、竹島氏の述べられた如く、天長九年二月、元服と同時に三品に直叙されてゐるのである。たゞ問題なのは、竹島氏が、これを以て三品直叙の初例とされたが、実は先に見た如く、その前年の宣旨に、すでに「可叙三品親王」と「可叙四品親王」の区別が存した点である。従って『西宮記』にいふ「一親王及后腹、一度三品」のうち、「后腹一度三品」といふ事は、天長八年宣旨以前に定まっていた可能性があることになる。そこでこれ等の点を考察する為、親王の初叙品階の知られるものを、村上天皇の皇子までを限って、調査したのが表Iである。

坂本	佐味	仲野	葛井	賀陽	高丘	恒世	秀良	忠良	基貞	宗康	時康	良貞	人康	恒貞	本康	国康	惟喬	惟条	惟彦	惟恒	貞保	貞固	貞元	是忠	是貞	敦数	敦固	貞実	貞頼
四品	四品	四品	四品	四品	三品	三品	三品	四品	三品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	四品	三品	四品	四品	三品	四品	三品	三品	三品	四品

弘仁2 (八一) 正・24 (19)	弘仁3 (八一) 正・7 (20)	弘仁5 (八一) 正・7 (23)	弘仁10 (八一) 正・7 (20)	弘仁12 (八一) 正・7 (28)	弘仁13 (八一) 正・7 (28)	弘仁14 (八一) 正・7 (19)	天長9 (八三) 2・14 (16)	承和元 (八三) 2・14 (16)	承和11 (八四) 正・7 (25)	承和11 (八四) 正・7 (25)	承和11 (八四) 正・7 (25)	承和13 (八四) 正・7 (17)	承和15 (八四) 正・7 (17)	承和15 (八四) 正・7 (18)	嘉祥2 (八四) 正・7 (25)	嘉祥2 (八四) 正・7 (25)	仁寿4 (八五) 正・7 (18)	天安元 (八五) 12・1 (14)	貞觀6 (八六) 正・7 (19)	貞觀9 (八六) 正・7 (18)	貞觀13 (八七) 正・7 (13)	元慶6 (八八) 正・2 (13)	元慶8 (八八) 2・23 (13)	仁和3 (八八) 正・7 (35)	寬平3 (八九) 12・29 (35)	寬平3 (八九) 12・29 (35)	寬平9 (八九) 7・13 (35)	延喜2 (九〇) 2・3 (15)	延喜7 (九〇) 11・22 (15)	延喜12 (九二) 6・5 (15)
--------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-------------------	--------------------	-------------------	---------------------	---------------------	--------------------	-------------------	---------------------	--------------------

桓武	桓武	桓武	桓武	平武	淳和	嵯峨	嵯峨	淳和	仁明	仁明	淳和	仁明	仁明	仁明	仁明	仁明	仁明	仁明	仁明	文德	文德	文德	文德	清和	清和	清和	光孝	光孝	宇多	宇多	清和
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

正五位下河上真奴	夫人多治比真宗	從四位下藤原河子	從四位下坂上春子	夫人多治比真宗	從四位下(贈從三位)伊勢繼子	三品(贈一品)高志内親王	皇后橘嘉智子	女御百濟貴命	皇后正子内親王	女御(贈皇太后)藤原沢子	女御(贈皇太后)藤原沢子	大中臣安子	女御(贈皇太后)藤原沢子	皇后正子内親王	女御滋野繩子	從五位上藤原賀登子	從四位上紀靜子	從四位上紀靜子	從四位上紀靜子	滋野奥子	藤原今子	女御藤原高子	更衣橘氏(休蔭女)	藤原氏(仲統女)	女御班子女王	女御班子女王	更衣在原氏(行平女)	女御(贈皇太后)藤原胤子	女御(贈皇太后)藤原胤子	更衣藤原氏(真宗女)
----------	---------	----------	----------	---------	----------------	--------------	--------	--------	---------	--------------	--------------	-------	--------------	---------	--------	-----------	---------	---------	---------	------	------	--------	-----------	----------	--------	--------	------------	--------------	--------------	------------

延曆24・11・23元服、大同4・3・18「四品」とあるは追記か

弘仁4・8・20元服

大同4・4・14立太子、弘仁元・9・13廢太子

弘仁14・4・18從四位下、同年9・28「三品」と見ゆ

元服は初叙と同日

元服は初叙と同日

(光孝天皇)

天長10・2・30立太子、承和9・7・23廢太子

承和15・4・14元服

元服は初叙と同日

陽成天皇同母弟、元服は初叙と同日

宇多天皇同母弟、賜姓後、立親王

宇多天皇同母弟、賜姓後、立親王

※「天祚礼祀職掌録」

醍醐天皇同母弟、元服は初叙と同日

醍醐天皇同母弟、元服は初叙と同日(西宮記)

※「叡岳要記」所引庄園施入状

親王名	初叙	年(西曆) 月日(年齢)	御父	生母	備考
貞純	四品	※延喜16(九一六) 5・7	清和	棟貞王女	
克明	三品	延喜16(九一六) 11・27(14)	醍醐	更衣源封子	
貞真	四品	※延喜19(九一九) 6・26	清和	更衣藤原氏(真宗女)	
重明	四品	※延長3(九二五) 10・21	醍醐	源氏(昇女)	「今上第一皇子」(紀略・貞信公記) 元服は初叙と同日
代明	四品	※延長4(九二六) 6・6	醍醐	更衣藤原鮮子	※「西宮記」神今食条
貞辰	四品	※延長7(九二九) 4・21	清和	女御藤原佳珠子	※「西宮記」大臣召条所引御記
元平	四品	※延長8(九三〇) 11・21	成和	藤原氏(遠長女)	※「御産部類記」所引不知記
元長	四品	※延長8(九三〇) 11・21	成和	藤原氏(遠長女)	※「天祥礼祀職掌録」
常明	四品	延長8(九三〇) 11・21	醍醐	姉子女王	※「天祥礼祀職掌録」
有明	四品	※承平7(九三七) 正・5	醍醐	更衣藤原淑姬	初叙年次は吏部王記、品階は本朝世紀による
行明	四品	※承平7(九三七) 正・5	醍醐	女御源和子	※「主上御元服上寿作法抄」所引外記記
成明	三品	承平7(九三七) 2・19(12)	宇多	女御源和子	※「主上御元服上寿作法抄」所引外記記
章明	四品	天慶3(九四〇) 2・15(15)	醍醐	皇后藤原穗子	叙品は御遊抄による、元服は同年2・16
式明	四品	※天慶7(九四四) 5・5	醍醐	更衣藤原桑子	元服は初叙と同日(村上天皇)
広平	三品	※天慶7(九四四) 5・5	醍醐	女御源和子	※「九条殿記」
為平	三品	応和3(九六三) 8・20(14)	村上天	更衣藤原祐子	「第一」(紀略)
致平	四品	康保2(九六五) 8・27(14)	村上天	皇后藤原安子	元服は初叙と同日
盛明	四品	康保2(九六五) 8・27(14)	村上天	更衣藤原正妃	叙品は諸門跡伝による
兼明	二品	康保4(九六七) 7・5(40)	醍醐	更衣藤原正妃	賜姓後、立親王
昭平	四品	貞元2(九七七) 4・21(64)	醍醐	更衣藤原周子	賜姓後、立親王(前中書王)
永平	四品	貞元2(九七七) 4・21(64)	醍醐	更衣藤原淑姬	賜姓後、立親王
		天元2(九七九) 2・20(15)	村上	女御藤原芳子	元服は初叙と同日

(備考)

- ① 此の表に記載したのは、叙品の年月日が明かで、しかもその叙品が初叙である事の明かな者である。
- ② しかし四品を帯してゐる者は、初叙が四品である事は明かなので、表中に加へた(※は初見年月日)。
- ③ 史料は『統日本紀』以下の国史と『類聚国史』『日本紀略』が主なので、一々注記せず、それ以外のものに拠つた時にのみ、備考欄に注記した。
- ④ 初叙年齢は、崩薨年齢等からの逆算によるものが多い。

この表に天智・天武両天皇の皇子で、大宝令制による品階を帯する忍壁・穂積・長・舎人・新田部の諸親王を掲げてゐないのは、これ等の皇子は、既に天武十四年冠位制による冠位を大宝令施行前に授けられてをり、令制の施行に伴って、三品以上に叙されたもので、純粹の初叙とは見做し難いからである。

またこの表に掲げなかったが、やゝ説明を要すると思はれるものに桓武天皇皇子伊予親王の場合と、村上天皇皇子具平親王等の場合がある。

伊予親王は、延暦十一年二月庚子(十五日)加冠、同十五年正月癸卯(十日)帶劔を許され、同十七年八月庚寅(十三日)、天皇が北野遊獵の序でに同親王の山荘に臨御、同二十二年八月丁酉(十九日)、同月乙巳(二十七日)にも、それ／＼同親王の愛宕荘、大井荘に臨御があった。

以上は『日本後紀』が欠巻である為『日本紀略』の記述によつたものであるが、孰れの記事にも伊予親王の品階を記してゐない。ところが延暦二十三年九月甲戌(三日)、同親王に近江蒲生郡の荒田五十三町を賜つた事を伝へる『日本後紀』の記事には、「式部卿三品」と記してゐる。

これ等の記事が全て真実を伝へてゐるとすれば、伊予親王は、延暦二十二年八月末より翌二十三年九月初めまでのほど一年間に、式部卿に任ぜられるとともに、三品に叙されてゐることになる。任官の方は暫く措置き、叙品の方を考へて見ると、同親王は、この一年程の間に、先づ四品に叙せられた後、三品に昇叙されたか、或は三品に直叙されたか、のどちらかといふ事になる。しかし前者は、当時の例から見て、その様な事

が行はれたとは考へられないから、後者すなわち伊予親王は三品直叙であつたのではないか、といふ疑ひも出て来る。

しかしこゝで考慮すべき点は、延暦二十二年までの事項は、『日本紀略』に拠つてゐるといふ事である。何故ならば、原拠である『日本後紀』の文には、正しく書かれてゐた官職や品階が、『日本紀略』編纂時に省略されたのではないか、といふ疑が存するからである。そして、結論から先にいへば、少くとも上述の部分に限る限り、その疑は濃厚であると思ふ。これを証するのは親王元服と初叙との期間の関係である。表Iによれば、桓武天皇の諸皇子中、元服と初叙の両方の年時の知られるのは、葛原・神野・大伴・坂本・葛井の五親王及び伊予親王である。この六親王の必要事項を表示したのが表IIである。

表II  
元服と初叙の関係

親王名	元服年月日	年齢	初叙年月日	年齢	備考
伊予	延暦11・2・15	?	?	?	
大伴	延暦17・4・17	13	延暦22・正・7	18	初叙三品
葛原	延暦17・4・17	13	延暦22・正	18	初叙四品
神野	延暦18・2・7	14	延暦22・正	18	初叙三品
坂本	延暦24・11・23	13	弘仁2・正・24	19	初叙四品
葛井	弘仁4・8・20	14	弘仁10	20	初叙四品

先に『日本紀略』と『日本後紀』の記事から、伊予親王の初叙年時は延暦二十三年八月末以後、翌二十三年九月初以前とも考へられると述べたが、この推定は、表IIからすると成立し難いことが判る。即ち伊予親

王を除く五親王は、元服より初叙までの間隔が四年乃至六年である。従ってこの間隔を伊予親王にも及せば、延暦十七・八年頃には初叙があるべきで、同二十二年以後と推定することは、他の親王に比し著しく遅くなるからである。

また大伴以下五親王の元服時の年令は、十三・四歳であり、孰れも二十歳までに叙品されてゐる。伊予親王もこれ等の親王と同じ位の年令で元服したとすると、延暦二十二年の初叙としてもその年令は二十四・五歳となつて終ひ、初叙年令としては高過ぎる様に思はれる。<sup>(7)</sup>何よりも延暦十一年に元服した伊予親王が、同十七・八年に元服した大伴・葛原・神野三親王よりも初叙が遅れるといふのは、不自然ではあるまいか。

この様に考へると、伊予親王は延暦十七・八年頃かそれ以前に四品に叙せられ、ついで同二十三年九月以前に三品に昇叙されたといふ可能性が強い。(その場合は、紀略が官品を省略した事になる)。表Iに伊予親王を加へなかつた所以である。

具平親王の場合も同様である。即ち『日本紀略』によれば、同親王は康保元年六月十九日誕生、翌二年八月十三日親王宣下、同三年八月二十七日著袴、貞元二年八月十一日元服したが(十四歳)、叙品の記事は見えず、寛弘四年四月二十五日条に、突如、

今日三品具平親王叙二品、  
と云ふ記事が見える。元服から三十年を経過してをり、この「三品」が初叙であつたか否か断じかねるのである。その理由の一つは、上述の秀

良親王が元服と同日に初叙されてゐるのを初例として、元服と同日に初叙のあるのが例となつたらしい事が、表Iから伺はれる事である。第二は、親王の生母の關係から見て、三品直叙ではなかつたと思はれる事である。表Iによれば、村上天皇の皇子で初叙品階の知られるのは、広平以下五親王であるが、三品直叙は広平、為平兩親王のみである。而して為平親王は皇后安子所生であるから『西宮記』に云ふ「后腹」による直叙である事が判る。広平親王の生母は、『大鏡裏書』その他に拠つて、更衣藤原祐姫である事が知られるが、同書にはまた「第一皇子」とあり、『日本紀略』応和三年八月二十日条にも「第一広平親王」とあり、『西宮記』に云ふ「一親王」であつた。従つてこの兩親王とも、当時の慣例による三品直叙の要件を備へてゐたのである。

ところが具平親王の生母は、『日本紀略』康保元年六月十九日条に  
女御庄子於民部大輔保光坊城宅有産男子事、具平親王也、  
と見える如く、麗景殿女御庄子女王であり、同書貞元二年八月十一日条に

今日、先朝第七具平親王加元服、  
と見える様に、皇長子でもない(広平親王が第一親王であるから当然ではあるが)。具平親王には三品直叙を満たす要件がないのである。従つて寛弘四年に見える「三品」は直叙ではなく、昇叙による可能性が非常に強いので、類似の数例とともに表Iには載せなかつた。<sup>(8)</sup>

以上、表Iに掲出しなかつた諸例について述べたが、次に表Iにつ

いてその内容を検討することにしたい。

この表によれば、秀良親王以前に於て三品に直叙された例として、船・池田・神野・大伴・恒世の五親王がある。たゞこの中の船・池田両親王は、舍人親王の王子で、諸王として官途に就いてゐたが、淳仁天皇の即位によつて、その皇兄弟として親王となつたものであり、叙品の時は既に従三位であつたから、三品に直叙されたと思はれる。<sup>(9)</sup>従つて一般の親王と同列に論じられないので、考察の対象から除外し、残る神野・大伴・恒世三親王の三例について、考察を加へて行くことにしたい。

神野親王は、いふまでもなく嵯峨天皇の事であるが、その三品直叙の史料は次の通りである。即ち『日本紀略』の嵯峨天皇即位前紀に

諱賀美能、桓武天皇第二子、平城天皇之同母弟也、延暦五年生於長

岡宮、(中略) 廿二年正月、授三品、

大伴親王も後に即位して淳和天皇となられるのであるが、『皇年代略記』<sup>(10)</sup>の淳和天皇の条に

延暦五年丙寅月日降誕、十七年四月丁卯於殿上元服、廿二年正月己未、

叙三品、(下略)

と見え、『二代要記』<sup>(11)</sup>の同天皇条にも

延暦五―誕生母年 同廿二―叙三品、(下略)

とある。特に『皇年代略記』の伝へる叙品の日「延暦廿二年正月己未」について『日本紀略』同日条にも「己未、授位」とあるから、信用し得るものと思はれる(神野親王の叙品の日は『日本紀略』の前引の文には

見えないが、大伴親王と同日であつたのではなからうか)。

神野・大伴両親王とも、後に即位されたから、特に他の親王と異つて三品に直叙された様にも見えるが、実はさうではない。なぜならば、その叙品のあつた延暦二十二年正月当時は、桓武天皇の御在位中で、既に皇太子として安殿親王(後の平城天皇)がをられた(延暦四年十一月立太子)からである。神野親王の立太子は、平城天皇即位後の大同元年五月のことであつた。大伴親王に至つては、桓武天皇崩御後、上表して臣姓に降らんことを請はれた(大同元年五月甲子朔)程で、その立太子は更に後年の事であつた。即ち神野親王が即位して嵯峨天皇となられたが、皇太子に定められたのは、平城上皇皇子高丘親王であり、同親王が薬子の変によつて廃太子となつた為、計らずも大伴親王の立太子を見たものであつたからである。

また恒世親王も、弘仁十四年に三品に直叙されたと考へられるのである。即ち『日本紀略』弘仁十四年四月壬寅(十八日)条に

出自東宮遷御内裏、先立侍従、々々四位下、恒世王為皇太子、々々上表固

辞、仍立正良親王為皇太子、

とあるが、同年九月己卯(二十八日)条には

三品恒世親王為治部卿、

と見えるからである。同親王は二世王として令の規定通り蔭によつて従四位下に叙せられたが、御父大伴親王の即位に伴つて、やがて親王となり、三品に直叙されたものであらう。但し皇太子を辞した後であつたと

思はれる。

次に神野・大伴・恒世三親王の生母を見ると、神野親王の生母は、桓武天皇の皇后藤原乙牟漏、大伴親王の生母は同夫人藤原旅子である。恒世親王の生母は、淳和天皇の菴潜の時の妃で大同四年五月に薨じた高志内親王である。従って神野親王の場合は、『西宮記』にいふ「后腹」であった為ではないかと考へられる。これに対し、大伴・恒世兩親王の三品直叙は生母によるものとは考へられない。しかし後者は『日本紀略』天長三年五月丁卯朔条に見えるその薨伝に「今上第一皇子」とあるのが注目される。『西宮記』に記す三品直叙のもう一つの理由である「第一親王」に該当するからである。

これに対し、大伴親王の場合は、一寸解釈がつかない。旅子と同じく桓武天皇の夫人である多治比真宗の生んだ葛原親王も、神野・大伴兩親王と同日の叙品かと思はれるが、葛原親王のみは四品に叙されてゐるからである。たゞ考ふべきは、旅子の父の百川は、桓武天皇の即位に功績のあったことである。延暦二十二年の大伴親王叙品の時には、外祖父百川も生母旅子も世を去った後であるが（百川は宝龜十年、旅子は延暦七年薨）、特に三品を直叙されたのではなからうか。

以上やや冗長に亘ったが、竹島氏の論点(二)は、少くとも親王に関する限り、更に三十年引上げて、神野・大伴兩親王を初例とすると、修正されなければならないであらう。そして(三)のうちの「后腹」三品直叙は、延暦二十二年正月まで、「一親王」のそれは、弘仁十四年まで、それぞ

れ廻り得るものである事が明かとなった。

秀良親王以後では、二品に直叙されたものに兼明親王の例があり、三品に直叙されたものに、基貞・恒貞・貞保・是忠・敦固・敦実・克明・成明・広平・為平諸親王の十例が検出できる。

兼明親王は二品直叙であるが、同親王は延喜二十年十二月二十八日の勅によって源朝臣姓を賜はり、承平二年に従四位下に叙せられてより官位共に累進して、従二位左大臣に至り、皇親の長老であったが、貞元二年に親王宣下されたもので、先の船・池田兩親王の例と同様、それ以前の位階に対応する品階に叙されたものであらう。

三品直叙の中、基貞・恒貞・成明・為平四親王は、表Iの生母欄で明かなように『西宮記』にいふ「后腹」であり、克明親王は『日本紀略』延喜十六年十一月二十七日条に

今上第一皇子克明親王於清涼殿加元服、即叙三品、

と見え、広平親王も同書応和三年八月二十日条に

第一広平親王加元服、于時十四、叙三品、

と見える様に、第一親王たる事によるものであらう。

残る貞保・是忠・敦固・敦実四親王は、女御腹である事と、天皇の同母弟である事が共通してゐる。女御腹である事は、貞保親王の父帝清和天皇、是忠親王の父帝光孝天皇、敦固・敦実兩親王の父帝宇多天皇が、孰れも皇后を立てられず、後宮は全て女御以下であった必然の結果である。<sup>(13)</sup>従って三品直叙を「后腹」と云ふ要件から考へる事はできない。

次に天皇の同母弟である事であるが、これは左の様に考へるべきであらう。即ちその叙品年時を見ると、全て兄天皇の即位以後である。兄天皇は、同母・異母の多くの兄弟の中から、特に同母弟を優遇しようとした為ではあるまいか。本来、后腹の親王が即位されれば、その同母弟は必然的に后腹として三品に直叙される事になるが、全ての皇子が女御腹以下である場合は、誰も此の特典を受けられない事になる。そこで考案されたのが、本来の仕方に準じた天皇の同母弟といふ条件であったのではなからうか。

三

なほ、寛平三年十二月二十九日に宇多天皇の同母弟である源是忠・是貞兄弟が親王宣下を受け、同時に叙品されたが、『日本紀略』は「是忠叙三品、是貞叙四品」と伝えてをり、上述の考察と齟齬する様であるが、

叙品前に於て、是忠が従三位、中納言、是貞が従四位上、右近衛中将であつたから、註(9)で述べた親王の品階の対応関係から、それ〴〵叙品の品階が定められたのであらう。またこの事から、天皇の同母弟といふ要件は、「后腹」の如く、一律に三品に直叙されるものでなかつた事を示してゐる。

親王と対比する為に、内親王の初叙品階の知り得るものを表示すると表Ⅲの通りである(その作製手続等は、表Ⅰに準ずる)。

さてこの表Ⅲを見て、先づ問題になるのは、聖武天皇皇女井上内親王

表Ⅲ 内親王 初叙 表

内親王名	初叙	年(西曆) 月日(年齢)	御父	生母	備考
多紀	四品	※慶雲3(七〇六) 12・6	天武	宋人擬媛娘	斎宮、施基親王妃
水主	四品	※靈龜元(七一五) 正・11	天智	栗隈黒媛娘	川島皇子妃
泊瀬部	四品	※靈龜元(七一五) 正・11	天武	宋人擬媛娘	斎宮、光仁皇后
井上	二品	天平19(七七七) 正・20(31)	聖武	夫人原犬養広刀自	淳仁即位により女王より内親王となる
室	四品	天平宝字3(七五九) 6・16	舍人親王	夫人原犬養広刀自	淳仁即位により女王より内親王となり、廢位と共に女王となる
飛鳥田	四品	天平宝字3(七五九) 6・16	舍人親王	夫人原犬養広刀自	淳仁即位により女王より内親王となる
不破	四品	天平宝字7(七六一) 正・9	聖武	夫人原犬養広刀自	塩麩王妃
能登	四品	宝亀元(七七〇) 11・6(38)	光仁	夫人高野新笠	光仁即位により女王より内親王となる。市原王妃
弥努摩	四品	宝亀元(七七〇) 11・6	光仁	梶主嶋姫	光仁即位により女王より内親王となる。神王妃
酒人	三品	宝亀元(七七〇) 11・6(17)	光仁	皇后井上内親王	光仁即位により女王より内親王となる。斎宮、桓武妃

内親王名	初叙	年(西曆) 月日(年齢)	御父	生母	備考
衣縫	四品	宝亀元(七七〇) 11・6	施基親王	紀椽姫	光仁即位により女王より内親王となる
難波	四品	宝亀元(七七〇) 11・6	施基親王	紀椽姫	光仁即位により女王より内親王となる
坂合部	四品	宝亀元(七七〇) 11・6	施基親王	紀椽姫	光仁即位により女王より内親王となる
朝原	三品	延暦15(七九六) 7・9	桓武	妃酒人内親王	齋宮、平城妃
高志	三品	延暦23(八〇四) 正・5	桓武	皇后藤原乙牟漏	延暦20・11・9加笄、淳和妃
高津	三品	大同4(八〇九) 6・13	桓武	正五位上坂上又子	延暦20・11・9加笄、嵯峨妃
大宅	四品	※弘仁3(八一二) 5・26	桓武	從三位橘常子	延暦20・11・9加笄、平城妃
安勅	四品	弘仁8(八一七) 2・10	桓武	從四位下藤原河子	齋王
有智子	三品	弘仁14(八二三) 2・28	嵯峨	正五位下交野女王	
紀	四品	天長元(八二四) 春	桓武	從四位下藤原河子	
賀	四品	天長4(八二七) 3・8	桓武	從四位下藤原河子	
儀	三品	貞觀11(八六九) 2・11	文德	女御藤原明子	貞觀11・2・9加笄、齋王
新	四品	貞觀19(八七七) 正・9	仁孝	女御藤原明子	賜姓後、内親王宣下、醍醐妃となり叙品
為	三品	寛平9(八九七) 7・25	光孝	女御班子女王	叙品は、著裳と同日、西宮記による。齋院
詔	三品	延長2(九二四) 3・25	醍醐	女御藤原和子	叙品は一代要記による。齋院
婉	三品	承平元(九三一) 12・25	醍醐	更衣藤原鮮子	叙品は初笄と同日、藤原師輔室
康	三品	承平3(九三三) 8・27	醍醐	皇后藤原穩子	叙品は一代要記による。藤原師輔室
勤	四品	承平6(九三六) 正	宇多	更衣藤原周子	
成	四品	※天徳元(九五〇) 2・23	宇多	?	
昌	三品	応和元(九六一) 12・17	朱雀	女御熙子女王	叙品は初笄と同日、冷泉皇后
資	三品	安和元(九六八) 12・28	村上	皇后藤原安子	叙品は初笄と同日
選	三品	天延2(九七四) 11・11	村上	皇后藤原安子	叙品は初笄と同日
季	四品	※天元2(九七九) 2・16	宇多	参議藤原有実女	叙品は初笄と同日、天延二年記による

の初叙が二品で、その前後の例に比し、異常に高い事であらう。これは 『続日本紀』 天平十九年正月丙申(二十日) 条の叙位記事中、

无品井上内親王二品、

とあるのに拠ったもので、この記事自体は疑ふべき点はない。従ってこ

皇女で、養老五年九月乙卯(十一日) 齋内親王となり、神亀四年九月壬

井上内親王は、周知の如く聖武天皇と夫人梶犬養広刀自の間に生れた

るを得ない。

申(三日)伊勢太神宮に侍した。『二所大神宮例文』<sup>(16)</sup>の伊勢齋内親王条の同内親王の項に「在任廿一年」と見える。この記事を信ずれば、丁度、叙品のあった天平十九年まで伊勢に居られた事になる。たゞ『統日本紀』天平十八年九月壬子(三日)条に

先是、県女王為齋王、至是薨入、大臣已下送出門外、諸司亦送至京外而還、

といふ記事があり、県女王(所系未詳)が前年に齋宮として伊勢に下向された事が知られるから、井上内親王は県女王と交替して帰京されたと考えられ、十九年正月の叙品は、帰京後の叙品ではなからうか。井上内親王の齋宮在任期間は、その前後の齋宮に比し、異常に長いから、その事が二品直叙に関連があつたのであらうか。なほ云ふまでもなく、白壁王(光仁天皇)との婚姻は、齋宮より退下の後であり、光仁天皇の皇后に冊立された事が二品直叙の要件ではない。

宝龜元年、称徳天皇の崩御に伴ひ、天智天皇の皇孫白壁王が即位され(光仁天皇)、十一月甲子(六日)の詔により「兄弟姉妹諸王子等、悉作親王」された。即ち皇姉妹の衣縫・難波・坂合部の三女王、皇女の能登・弥努摩の両女王は内親王に上げられ、四品に叙された。ところが『統日本紀』同日条の記事が、先述の詔に続けて、

授從四位下諱四品、<sup>(桓武)</sup>(中略)酒人内親王三品、從四位下衣縫女王・難波女王・坂合部女王・能登女王・弥努摩女王並四品、

と記す如く、酒人内親王のみは三品に直叙されてゐる。これは、同日、

皇后に冊立された井上内親王の所生であつたが故であらうか。<sup>(17)</sup>

前節で親王叙品の考察の際、三品直叙は桓武天皇皇子の神野・大伴兩親王の事例(延暦二十二年)まで遡れるとしたが、若し酒人内親王の三品直叙が「后腹」故であつたとすれば、それは更に三十年以上遡ることになる。

酒人内親王以後の三品直叙の事例を分類してみると、次の三つにならう。即ち第一は、「后腹」によると思はれるもので、高志・康子・資子・選子等の各内親王である。

第二は、第一内親王である為かと思はれるもので、昌子内親王がその例である。即ち『日本紀略』応和元年十二月十七日条に、

是日也、朱雀院第一皇女昌子内親王於承香殿初笄、天皇神筆給三品<sup>(廢)</sup>位記、<sup>(18)</sup>と見える。

三品直叙の理由の第三は、天皇の妃となる事によるもので、高津・為子内親王がその事例である。前者は『日本紀略』大同四年六月丁亥(十三日)条に

无品高津内親王授三品、是日立高津内親王為妃、<sup>(19)</sup>と見え、後者は、同書寛平九年七月二十五日条に、<sup>(20)</sup>以无品為子内親王叙三品、為妃、とある。

後宮職員令には

## 妃二員

右四品以上、

とあるが、『令集解』同条所引の穴説は、

若以无位為妃夫人嬪者、即授其位耳、

とし、これに続けて古記にも、

三員之人、品位若為、答、得三色号者、即授其品位耳、

と解してをり、孰れも妃となつたら授品されるとしてあるが、前掲の二例は、この事が実際に行はれてゐた事を示してゐる。その場合、四品ではなく三品に直叙されてゐるのは、一般の内親王と區別せんとする意図が存したからではなからうか。

以上、内親王の三品直叙の要件と思はれるものを三つ挙げたが、実例ではこの三要件の孰れにも該当しないものとして、朝原・有智子・饒子・婉子・詔子の各内親王がある。これ等の内親王に共通するものとして、全て伊勢神宮・賀茂社の齋宮・齋院に奉仕した経歴を有する事が挙げられる（表Ⅲの備考欄を参照）。従つて（先の井上内親王の例をも含めて）これを三品直叙の第四の要件に為し得る様にも見えるが、逆に齋宮・齋院の経歴者は全て三品に直叙されたかといふと、さうではない。一々例挙しないが、むしろ叙品のなかつた人の方が遙かに多いから、三品直叙の要件とは為し得ないのである。

上掲の諸内親王のうち、有智子内親王は、周知の如く初代の齋院であるが、『続日本後紀』承和十四年十月戊午（二十六日）の薨伝の一節に、

頗涉史漢、兼善属文、元為賀茂齋院、弘仁十四年春二月、天皇幸齋院花宴、俾文人賦春日山庄詩、各探勒韻、公主探得塘光行蒼、即瀝筆曰、（詩略）天皇歎之、授三品、于時年十七、

とあり、<sup>(19)</sup>「頗涉史漢、兼善属文」といふ文才を賞せられての叙品である事は明かだ、齋院であつたからといふのではない。

此の例から類推すれば、他の内親王も、三品を直叙される何等かの要件が、それ／＼に存したと思はれるが、その要件が何であるかについては、未だ明確な解答を得られない。読者諸賢の御教示を得たいと思ふ。

内親王の叙品について特筆すべきは、桓武天皇以降の皇女は、内親王宣下はあつても叙品の沙汰がなく、所謂無品親王が非常に多くなる事である。この点については、既に竹島寛氏がその理由と共に詳説してをられるので、再説しないが、此の事は逆に云へば、内親王で叙品のあつた<sup>(20)</sup>方は、何等かの意味でその理由があつた事になる。その理由の一斑が上述の一から三までではなかつたかと思ふのである。

## 結びに代へて

以上、三節に亘つて、律令時代に於る親王・内親王の叙品、特にその初叙品階について考察したが、その結果、竹島氏が云はれる如く「四品より（中略）漸次上階に陞叙せられる」とは限らず、また同氏の指摘されたよりも遙かに早い時期から、二品乃至三品に直叙されてゐる事が判

明した。またこの「親王・内親王の初叙は、必ずしも四品とは限らない」といふ事は、既に律令法の法意の中に内包されてゐたものである事、そして二品・三品の直叙が、天皇の御意志に天皇大権に基くものである事も明かとなった。

しかし品位には、品田・品封などの経済的な特典が伴ふ。大宝令施行以後、奈良時代の大半は、皇子女の数の少い文武・聖武両天皇と、皇子女がなく、御兄弟が親王になられた淳仁天皇——その廃位後は、諸王に戻る——及び元明・元正・孝謙(称徳)三天皇といふ女帝であったから、天智・天武両天皇の皇子女の御存命中でも、親王・内親王の数はさして多くはなかったが、特に桓武天皇以降は、後宮の繁栄により皇子女の数が急激に増加した。一方、同天皇の御代は「軍事与造作」(『日本後紀』延暦二十四年十二月壬寅条)に「征夷と平安造都に多額の国費を要した事、その後を享けられた平城天皇が、財政再建と民生安定の為、大幅な行政改革と地方への觀察使の派遣など、相当思ひ切った施策を執られた事は周知の事である。

この様な平安時代初頭の国家財政の窮迫は、前述した二品・三品への直叙を行ひ難くする状況にあった。そこで案出されたのが、『西宮記』に見える「一親王及后腹、一度三品、余四品」の如き、或る要件を具へたもののみを三品に直叙する、といふ方法であったのではなからうか。

この様に考へれば、『西宮記』に見える様な方法の案出された時期も亦、自ら限定されて来るであらう。その時期としては、桓武天皇か嵯峨

天皇の御在世時が考へられるが、前者は、后腹の神野親王と共に、非后腹の大伴親王も三品に直叙されてをり、未だ天皇の御意志による三品直叙の一面が見られるから、嵯峨天皇の御在世時が、その時期として最も相応しいのではなからうか。同天皇は、弘仁五年の詔により、八人の皇子・皇女の親王の号を除き、源姓を賜って臣籍に下されたのであるが、その詔書の中に「辱累封邑、空費府庫」の文言があるからである。元服と同時に三品直叙の初例となった秀良親王は、嵯峨天皇の皇子である。

その叙品は淳和天皇の御代ではあるが、嵯峨上皇が皇室の家長として君臨してをられた時であるから、一方で親王の数を制限しながら、その親王の中では「可叙三品親王」と「可叙四品親王」とに分けられたが、その規準が、御自分の例である「后腹」といふ事であり、その適用の最初が、皇子秀良親王であったのではなからうか。

『西宮記』が挙げるもう一つの要件「一親王」の初例は、上述の如く淳和天皇皇子恒世親王である。しかし同親王は、先引の『日本紀略』でも明かな如く、一旦、皇太子に定められたが、それを「上表固辞」され、嵯峨上皇皇子正良親王の立太子を見たものであるが、この恒世王の皇太子辞退と正良親王の立太子には、嵯峨上皇の意嚮(乃至それを付度された淳和天皇の意嚮)が裏面にあり、それとの絡みで従四位下から三品に直叙された事が考へられる(註⑧で述べた親王の品階と諸王の位階の対応よりも高い事も考慮に入れなければならない)。何故ならば、左の表Vによって明かな如く、恒世親王以後の第一親王・第一内親王で、三品

表V 第一親王・同内親王の初叙品階

天皇	第一親王	初叙	備	考	第一内親王	初叙	備	考
淳和	恒世	三品	第一皇子(紀略)		氏子	(無品)	第一女(三代実録、齋宮)	
仁明	道康	三品	文徳天皇なり		時子	(無品)	齋院	
文徳	惟喬	四品	第一(三代実録)		晏子	(無品カ)	第一(伊勢齋宮部類)、齋宮	
清和	貞明	四品	陽成天皇なり		孟子	(無品カ)	紀略は無品包子内親王薨去条に第一皇女とするも、三代実録貞観15・4・21条の記載順序による	
陽成	元良	?	一宮(元良親王御集)薨去時三品		長子	(無品)	第一皇女(紀略)	
光孝	敦仁		第一子元長王は源氏賜姓		均子	(無品)	輩行定め難し	
宇多	敦仁		醍醐天皇なり		歆子	?	女一公主(眞信公記)	
醍醐	克明	三品	第一皇子(紀略)		昌子	三品	女一公主(眞信公記)、紹運録に「四品」とあり	
朱雀	広平	三品	親王なし		宗子	四品	第一(紀略)、冷泉皇后	
村上	師貞		第一(紀略)		承子		女一宮(中務集)、四歳で薨去	
冷泉	懷仁		花山天皇なり		内親王なし		女一宮(小右記)	
円融	?		一条天皇なり		内親王なし		内親王なし	
花山	敦康	三品	第一皇子不明		脩子	三品	第一皇女(紀略)、皇后定子所生	
一条	敦明	三品	第一親王(紀略) 皇后定子所生		当子	(無品カ)	第一皇女(略紀)、皇后威子所生、齋宮	
三条	明	三品	第一皇子(紀略) 皇后威子所生		章子	一品	第一皇女(紀略)、皇后威子所生、後冷泉皇后	
後一条	親仁		親王なし		良子	二品	女一宮(左経記)、皇后禎子内親王所生、齋宮	
後朱雀			後冷泉天皇なり				内親王なし	
後冷泉			親王なし					

に直叙されたのは、約百年後の克明親王までその例がなく、それ以後になつて略々歴代に亘つてゐる事である。これは克明親王の叙品に当り、先例を重視する時代風潮から、また註⑨で述べた様な「后腹」による三品直叙の途絶へてゐた時であり、その先例として、恒世親王の「今上第一皇子」であつた事が思ひ起されたとも考へられる。これは恰も后腹三

品直叙の先例としては、大伴親王の事例が存したが、それを三品直叙の要件と定めたのは、嵯峨上皇の時ではないかと推定したのと、同じである。

この様に考へると、第一親王である事を三品直叙の要件と定めたのは、醍醐天皇の御代であつた事は、略々確実であらう。従つて此等の事を知

悉してゐた、醍醐天皇皇子でもある源高明が、自著の『西宮記』に「一親王及后腹、一度三品、余四品」と書き記したのは、至極当然の事であつた。

かくて、竹島氏が紹介された『西宮記』の「一親王及后腹、一度三品、余四品」について、一往の成立時点と、その理由を明かにした心算である。親王・内親王の叙品については、まだ考へなければならぬ点も多々あるが、後考を期したい。

(昭和五十六年五月十五日稿了)  
十月二日補訂了)

註

(1) 昭和十一年三月、右文書院刊。「後記」によれば、本書は、昭和七年十一月に逝去された同氏の遺稿を、小島鉦作・岡田米夫・池山聡助の三氏がまとめられたものである。

(2) 亀田隆之「親王・王の子の叙位について」(『続日本紀研究』二〇〇号、後、「親王・王の子の叙位」と改題して、同氏著『日本古代制度史論』所収)。庄司浩「天武十四年皇親冠位制について」(『立正史学』三四号)。押部佳周「皇親の冠位・位階制について」(『続日本紀研究』一五五・一五六合併号)。平野博之「諸王初叙爵表—8・9世紀における—」(和歌山大学「経済理論」一三二号)、同「諸王叙位の法制史的背景—八世紀の諸法令の解釈をめぐって—」(『日本歴史』三一七号)、その他。

(3) 竹島氏前掲書一五二—一五三頁。

(4) 新訂増補国史大系本。なほ、以下に使用する史料で、国史大系所収のものは、全てそれによつたが、一々注記する事は省略する。

(5) 新訂増補故実叢書本(一)二三頁。なほ同書巻十一、親王元服条の末尾にも(五頁一六頁)、

或叙品、后腹三品、一親王同、余四品。

と、同趣旨の事が見える。

(6) この天武十四年冠位制より大宝令制への移行については、註②所引の庄司・押部両氏の論稿参照。

(7) 選叙令に左の条文がある。

凡授位者、皆限年廿五以上、唯以蔭出身者、皆限年廿一以上、この条文が親王にも適用されるのか否か問題になる。しかしこの令文の対象としてゐるのは、一般官人(授位二十五歳以上)と蔭出身者(授位二十一歳以上)である。而して後者の蔭出身者中、皇親に關しては、選叙令に

凡蔭皇親者、親王子從四位下、諸王子從五位下、

とある通り、親王の子は二世王以下を指し、親王そのものは対象外である。

平野博之氏は註②所引の「諸王叙位の法制史的背景」に於て、これ等の条文を総合した通説的理解として、「皇親は二十一歳以上になれば親王は四品以上(中略)に叙せられる」と書いてをられるが、表Iで明かなように、少くとも延暦・大同年間(阿保親王の例)は、初叙年齢が十八歳であつたと推定されるから、選叙令授位条は、親王には適用されなかつたのではなからうか。何分、事例が少いから確定的な事は云へないが、一往、上記の様に解してをきたい。

なほ、聖武天皇の皇子安積親王が、天平十六年閏正月十三日に薨じた時の年齢を、続日本紀は「十七歳」と伝へてゐる。しかしその記事中には品階が書かれてゐないから、初叙以前であつたのだらう。若し此の推定が正しければ、奈良時代中期には、十七歳は初叙以前の年齢であつた事が判る。

(8) 具平親王と同じ様な例として、

貞平親王(清和天皇皇子、更衣藤原良近女所生)、延喜十三年三月六日薨去時、「三品」。

元良親王(陽成天皇皇子、藤原遠長女所生)、天慶六年六月二十六日薨去時、

「兵部卿三品」。

元利親王(陽成天皇皇子、姉子女王所生)、康保元年六月十七日薨去時、「三品彈正尹」。

などがあるが、考証は省略する(史料は、すべて『日本紀略』に拠る)。

但し延長八年二月二十八日「二品式部卿」で薨じた宇多天皇皇子敦慶親王は、表Iに掲げた敦固・敦実両親王と同様、女御藤原胤子所生であるから、三品直叙の可能性はあるが、確証が得られなかったため、表Iには載せなかった。

また、宇多天皇皇子で女御橘義子所生の齊世親王について、『日本紀略』は昌泰元年十一月「其日、三品齊世親王加元服、紀長谷雄朝臣作祝文」と伝へてゐる。しかし当時の慣例として、元服と同時に叙品はあっても、元服以前に叙品があったとは考へられないから、この記事中の「三品」は「无品」の誤写ではないかと思ふ。同書延長五年九月十日の薨去条に「入道上総大守」と見え、当然、叙品もあつたと思はれるが、その品階を知り得る史料は見当たらないので、表Iには載せなかった。

(9) 官位令は、親王と諸王・諸臣に分けて記してゐるが、それを『令集解』によつて、官職中心に並べ変へると、左の通りである。

表IV 品位と官位相当

官職	親王	諸王諸臣
太政大臣	一品	正一位
左右大臣	二品	正二位
大納言	三品	正三位
大宰帥	三品	從三位
中務卿	四品	正四位上
七省卿	四品	正四位下

※諸王諸臣には、この他に「皇太子傳」あり

国史大系本『令義解』は、三品・四品を並記した後に、大納言・大宰帥・八省卿を記し、その「四品」について「広本在三品下 京本在八省卿前」といふ校訂注を施してゐる。即ち国史大系本は、広本＝東洋文庫蔵広橋伯爵家旧蔵本（広橋本と略称する）に拠つてゐるのであるが、京本＝慶安三年刊本では、「四品」の二字は「大宰帥」と「八省卿」との間にあるといふのである。しかし広橋本によれば、大納言・大宰帥に親王が任ぜられた場合、その相当位が三品と

四品と二つある事になり、不都合である。一方『令集解』は「三品 大納言・大宰帥、四品 八省卿」とあり、『令義解』の広橋本と相異し、同書慶安三年刊本と同じであるが、この方が整合的である様に思はれる。

しかし『令集解』官位令親王一品条に  
或云、問、親王三品八省卿者（下略）

と見え、同書禄令給季禄条の釈説に

仮如、三品四品同任大宰帥八省卿、任帥者給三位禄、任卿者給四位禄、或説、三品四品同准正三位者、

とあり、跡説にも

問、官位令云、三四品任大納言大宰帥八省卿者、未知、此人等任八省卿者、准大納言禄給否、

と見えてゐるから、養老令文が『令義解』広橋本の通りであつた事が知られる。しかしそれと共に、明法家の間でも、大納言・大宰帥と八省卿で給禄法に差があるのか否かについて、説が分れてゐる事も事実である。これは畢竟、一官に二つの官位相当がある令文の不整合性にあるが、大凡その対応は、一品が一位と、二品が二位と対応するのと同様に、前掲の表の如く、三品は三位と、四品は四位と対応したのではあるまいか。

この様な対応関係から、諸王として既に從三位に叙せられた船・池田両王は、親王になると共に三品に直叙されたと考へられる。

(10) 群書類從卷三十二、帝王部所収。

(11) 改定史籍集覽第一冊所収。

(12) 『類聚符宣抄』所収の延喜二十一年二月五日付太政官符。

(13) 抑々仁明天皇より宇多天皇に至る六代の天皇は、就れも皇后を冊立されなかつた。従つて淳和天皇の後腹基貞親王の三品直叙より、醍醐天皇の後腹成明親王のそれまでの約百年余は、后腹による三品直叙を見なかつたのである。

(14) 「二品」が誤写でない事は、『続日本紀』天平宝字五年十月壬戌（十一日）条及び同神護景雲二年十月庚午（三十日）条にも、やはり「二品」とある事によつて証せられる。

(15) 『統日本紀』同日条及び『政事要略』卷二十四所引『官曹事類』。

(16) 群書類従卷五、神祇部所収。

(17) なお、この『統日本紀』の記事は、酒人内親王の伯叔母や姉に当る人々が「某女王」と記されてゐるにも拘らず、ひとり「酒人内親王」と記されてゐて、甚だ奇異である。『東大寺要録』（統々群書類従第十一宗教部所収）卷十雜事章之余の「酒人内親王事」の条に、

容貌妖麗、柔質窈窕、幼配齋宮、年長而還、俄叙三品、桓武納之掖廷、寵幸方盛、生皇子朝原内親王、(中略)弘仁年中、優其衰暮、特授二品、とある通り、後に桓武天皇の妃となつてゐるため、たゞひとり酒人内親王と追記されたのであらう。

但し『東大寺要録』の記述は、叙三品の時期を、齋宮を退下した後の如く記してゐるが、『統日本紀』宝龜三年十一月己丑(十三日)条・同五年八月庚午(三日)条・同年九月己亥(三日)条よりすれば、叙品後、齋宮になつた事になる。桓武天皇と同内親王との間に生れた朝原内親王は、弘仁八年に「年卅九」を以て薨じてゐるから(『日本紀略』、宝龜十年の誕生となり、「桓武納之掖廷」れた時期も自ら察せられる。

(18) 上述の井上内親王は、聖武天皇の第一内親王であつた可能性が強い。聖武天皇の三人の皇女のうち、阿倍内親王(称徳天皇)は、神護景雲四年に御年五十三で崩御されてゐるから、養老二年の誕生となる。井上・不破両内親王については、誕生年を知る確証はないが、『水鏡』に、宝龜三年の廢后時の井上内親王の年齢を五十六であつたと伝へてゐる。これに拠ると養老元年の誕生となり、阿倍内親王より年長であつた事になる。

しかし第一内親王が、后腹よりも先に、直叙二・三品の要件として成立したとも考へ難い。

(19) 『日本紀略』によれば、これは弘仁十四年二月癸丑(二十六日)の事で、幸無品有智子内親王山庄、(中略)是日、親王授三品、と見え、三品直叙であつた事が判る。

(20) 竹島氏前掲書一〇二頁以下に、桓武く仁明天皇の皇子女で、無品のまゝに

終られた四十五方が挙示されてゐるが、その中の四十方は内親王である。

(附記) 本稿の親王に関する部分の要旨は、昭和五十六年五月十七日国学院大学に於て開催の、国史学会昭和五十六年度大会研究発表会で口頭発表した。